

主 要 記 事 の 要 旨

EUにおける著作権保護期間延長の経緯について

南 亮 一

- ① 1993年に制定された「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事会指令」は、EU加盟国に対し、著作権の原則的保護期間を著作者の死後70年までとするよう義務づけている。
- ② この指令が制定されたのは、1987年7月1日に発効した単一欧州議定書において、1992年末までの単一市場の実現が至上命題とされ、著作権分野においても単一市場の完成のための制度づくりが必要とされたためである。
- ③ EC委員会では当初、EC域内における著作権の保護期間の調和はそのために必要となるとの認識ではなかった。しかし、1989年の「パトリシア事件」に係るEC裁判所の先決的判決において、著作権の保護期間の不均衡が著作権分野における単一市場の完成の障壁となるとの指摘を受けたことから、1991年にEC委員会は、EC域内における著作権の保護期間の調和に関する指令の制定を行動計画に盛り込んだ。
- ④ 1992年、EC委員会は、この行動計画に基づき、EC域内における著作権の保護期間の調和に関する指令の提案を作成した。その中で、原則的保護期間の調和のあり方につき、短い保護期間で調和をすると経過措置の期間が長期化し、それまでEC域内での著作権分野における単一市場が完成されないという判断のもと、著作者の死後70年という、長い保護期間の調和を選択した。
- ⑤ この選択は、経済社会評議会や欧州議会の一委員会、学者などの反対意見にもかかわらず、欧州議会においても支持され、1993年の指令においても採用されることとなった。
- ⑥ このように、EUにおいて著作権の原則的保護期間が採用されたのは、EU域内統合という大きな政治的課題を達成するためであり、EU全体の著作権の保護期間を延長させることが必要との判断からではなかった。
- ⑦ 日本での議論においても、欧米の水準に合わせるという主張をするのであれば、このような経緯を踏まえて行うべきであろう。

EUにおける著作権保護期間延長の経緯について

南 亮 一

目 次

はじめに

I 制定の背景

- 1 ECにおける単一市場の実現の動き（1985年）
- 2 EC委員会「グリーン・ペーパー」（1988年）
- 3 レコードの輸入とEC法との関係についてのEC裁判所の判決（1989年）

II 指令の制定までの過程

- 1 EC委員会の「行動計画」（1991年）
- 2 EC委員会による指令の提案の作成（1992年）
- 3 経済社会評議会による意見表明（1992年）
- 4 欧州議会第一読会における審議（1992年）
- 5 その後の審議（1993年）

おわりに

はじめに

現在、文化審議会著作権分科会では、「過去の著作物等の保護及び利用に関する小委員会」を設け、著作権の原則的保護期間⁽¹⁾を、著作者の死後50年までから、著作者の死後70年までに延長するかどうかを検討している。

この検討は、2005年1月24日に同分科会が公表した「著作権法に関する今後の検討課題」において、「欧米諸国において著作権の保護期間が著作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら、検討する」とされたことを踏まえて開始されたものである。また、背景としては、2002年以來の米国からの要望⁽²⁾や、著作者の団体の連合体である「著作権問題を考える創作者団体協議会」⁽³⁾からの要望⁽⁴⁾、知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2007」（2007年5月31日）において、「取り組むべき施策」の

ひとつとして「著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る」ことが盛り込まれたこと⁽⁵⁾が挙げられる。

我が国において著作権の原則的保護期間を延長するかどうかの本格的な議論は、1970年の現行著作権法の制定に係る著作権制度審議会での議論以来、約30年ぶりのことである。このとき、それまでの著作者の死後30年まで⁽⁶⁾であった著作権の原則的保護期間を、一気に著作者の死後50年までに延長した。その大きな動機は、1948年に採択された、著作権制度に関する国際条約である「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という。）のブラッセル改正条約において、これまで実質的に加盟国に委ねられていた著作権の保護期間について、著作者の死後50年までの保護を義務付けることとなった⁽⁷⁾ことである⁽⁸⁾。

ところが、現在においては、このような国際条約の規定に基づく著作権の保護期間の延長を義務付けるという状況は存在しないため、改め

- (1) 著作権の保護期間は、①原則的保護期間（創作から著作者の死後50年まで）（著作権法第51条）、②無名・変名の著作物及び団体の著作物の保護期間（創作から原則として公表後50年まで）（著作権法第52条）及び③映画の著作物（創作から原則として公表後70年まで）（著作権法第53条）の3種類に分かれる。
- (2) 「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書」（2002年10月23日）〈<http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-jp0260.html>〉の「情報技術（IT）」の「II. 知的財産権の保護の強化」のII-Aに、「II-A. 著作権保護期間の延長 一般的な著作物については著作者の死後70年、また保護期間が生存期間と関係のない著作物に関しては発表後95年という現在の世界的傾向と整合性を保つよう、日本の著作権保護期間の延長を行う」とある。なお、この項目は、2003年以降の年次改革要望書においても、ほぼ同一の文面で盛り込まれている。
- (3) 日本文藝家協会、日本シナリオ作家協会、日本児童文芸家協会、日本写真著作権協会、日本音楽作家団体協議会、音楽出版社協会、日本レコード協会、日本脚本家連盟、日本児童文学者協会、日本漫画家協会、日本美術著作権連合、日本写真家ユニオン、日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、日本美術家連盟、日本演劇協会及び日本歌手協会の17団体で構成されている。ただ、これらの団体の所属会員がすべて著作権の保護期間の延長に賛成しているわけではない。例えば、日本文藝家協会会員であり同小委員会の委員でもある平田オリザ氏は、同小委員会の第3回会合において、その旨の発言を行い、この次の第4回会合において、著作権の保護期間の延長に賛成の立場である日本文藝家協会知的財産委員会委員長であり同小委員会の委員でもある三田誠広氏も、文藝家協会加入の文筆家が皆延長に賛成とはいえないことを実質的に認めた。文部科学省ウェブサイトに掲載されている同小委員会の議事録を参照。
- (4) 著作権問題を考える創作者団体協議会「共同声明」（2006年9月22日）〈<http://www.mpaj.or.jp/topics/pdf/kyoudou.pdf>〉
- (5) 「知的財産推進計画2007」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/070531keikaku.pdf>〉のp.94を参照。
- (6) 著作権法の全面改正作業の遅延のため、1962年に死後33年に、1965年に死後35年に、1969年に死後38年に暫定的な延長を行った。

てその延長の妥当性について検討することが求められるものと思われる。

そこで、この検討に資するため、先に著作権の原則的保護期間を著作者の死後70年までと定めた欧米における議論のうち、これまであまり紹介されることがなかった⁽⁹⁾欧州連合（EU）の「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事会指令」⁽¹⁰⁾の制定経緯を紹介する⁽¹¹⁾。この指令こそ、EUにおいて著作権の原則的保護期間を著作者の死後70年までにするよう加盟国に義務付けたものである。

I 制定の背景

1 ECにおける単一市場の実現の動き（1985年）

そもそも現在の欧州連合は、かなり初期の段

階から、単一市場（single market）の創設を目標に掲げていた⁽¹²⁾。しかし、このような試みはなかなか実現しなかった。また、1973年のオイルショック以降、当時の欧州共同体（EC）の加盟国は、不況に直面し、これを乗り切るため、国内市場の保護に傾いていた。ところが1980年代に入り、このような状況を打破するため、EC域内の市場を統合し、その潜在的で広大な単一市場を利用する必要があるとの認識が高まった。

このような高まりを受け、欧州理事会（European Council）⁽¹³⁾では1980年代初めから単一市場の必要性についての宣言を繰り返し⁽¹⁴⁾、1985年3月、EC委員会（the Commission of the European Communities）⁽¹⁵⁾に対し、単一市場を1992年までに実現するための詳細な計画を特別な工程表とともに作成するよう要請した⁽¹⁶⁾。これ

(7) ベルヌ条約では、ベルリン改正条約（1908年）において初めてその第7条第1項において著作権の統一的保護期間の規定が設けられたが、第2項において例外規定が定められ、国内法で別の保護期間を定めるときにはその期間によることとされていた。次のローマ改正条約（1928年）に統一的保護期間の導入が再討議されたが、ノルウェー、ニュージーランド、ポーランド及び日本の反対によって導入されなかった。それが、ブラッセル改正条約によって第7条第2項が改正され、同項は単に相互主義の原則（保護の要求される国と本国の著作権の保護期間を比較し、より短い方の著作権の保護期間が適用されるという法原則）を定めるだけの規定とされた。ベルヌ条約における著作権の保護期間の変遷については、『文学的及美術的著作物保護条約改訂羅馬会議報告書』（著作権資料（C-第五号））文部省、1951。；赤木朝治『文学的および美術的著作物保護に関するベルヌ条約の解説』文部省社会教育局、1955。；『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約ブラッセル規定要覧』文部省、1962。；野村義男「ベルン条約における基準保護期間の研究」『著作権研究』創刊号、1967.7, pp.97-120.を参照。

(8) 加戸守行『著作権法逐条講義 5訂新版』著作権情報センター、2006, p.333.を参照。

(9) ジェラルド・ドワーキン（高橋典博訳）「映画の著作者と著作権保護期間を調和するEC委員会提案」『コピーライト』No.393, 1993.12, pp.11-15.にまとまった紹介があるほか、齊藤博「論説・解説 著作物の保護期間に関する考察」『L&T』No.35, 2007.4, pp.4-10.に簡単な紹介がある。なお、阿部浩二「講演録 著作権（著作隣接権）の保護期間について」『コピーライト』No.555, 2007.7.のp.7.には「親子3代は寿命が延びたので、もはや50年ではまかないきれない、だから70年にするのだということが、EU Directiveにみられる理由です」という記述がみられるが、後述するように、寿命の延長という理由は指令制定の主たる理由ではなかった。

(10) Council Directive 93/98/EEC of 29 October 1993 harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights, OJ L 290, 24/11/1993, pp.9-13. 邦訳に、駒田泰士訳「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる1993年10月29日の理事会指令」駒田泰士訳『欧州委員会理事会指令』著作権情報センター、1997, pp.35-43.がある。

(11) なお、この指令は、EU法の法典化の推進の流れを受け、2006年12月12日に制定された「著作権及び特定の関連する権利の保護期間に関する2006年12月12日の欧州議会及び理事会指令2006/116/EC（法典版）（Directive 2006/116/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on the term of protection of copyright and certain related rights (codified version) OJ L 372, 27/12/2006, pp.12-18.）」によって廃止された。

(12) 1957年に署名された欧州経済共同体設立条約（EEC条約）の序文において「ECは、共通市場を確立し、加盟国の経済政策を序々に接近させることによって、EC全域で調和のとれた経済活動、継続的なバランスのとれた拡大、安定性の向上、生活水準の加速的向上、ECに属する国家間でより緊密な関係を促進することを任務とするものである」と既に定められていた。

を受けてEC委員会は、同年6月に『域内市場白書』⁽¹⁷⁾を公表し、市場統合の概念を明示した。

この『域内市場白書』では、単一市場の完成のための行動計画の工程表と必要な計画が示された。すなわち、単一市場の完成とは、人、物、サービス及び資本の移動を自由にして一つの市場として統合することであり、その実現のため、その障壁となっている「物理的障壁 (physical barriers)」、 「技術的障壁 (technical barriers)」及び「財政的障壁 (fiscal barriers)」を除去するというのである。また、この除去の期限を1992年末とし、その付録において、これらの障壁の除去のために必要とされる282のEC指令を掲げた⁽¹⁸⁾。

次の段階として、この白書に掲げられた目標である単一市場の完成を成就するため、単一欧州議定書 (Single European Act : SEA) が制定され、1987年7月1日に発効した⁽¹⁹⁾。この議定書により、1992年末までの単一市場の完成、欧州議会 (European Parliament) の権限強化⁽²⁰⁾、EC理事会 (the Council of the European Communities)⁽²¹⁾における特定多数決制度の導入⁽²²⁾などが定められた。

以上の経過により、ECにおいては、1992年末までの単一市場の実現が至上命題となった⁽²³⁾。

(13) EC加盟国の首脳及びEC委員会 (後述) の委員長により構成される会議であり、政治的に高いレベルから事実上の最高意思決定を行うが、1986年までは法的に位置づけられていなかった。中曽根佐織「2章 欧州理事会」大西健夫・中曽根佐織編『EU 制度と機能』(waseda libri mundi 14) 早稲田大学出版部, 1995, pp.28-46.を参照。

(14) 後述する『域内市場白書』の3頁目に列挙されている。

(15) 大国2名、その他の国1名で各国から指名や任命された委員で構成されていた合議体。政策の立案や規則、指令、EC法の提案を行うとともに政策の執行を行っていた。現在の欧州委員会 (European Commission)。岸上慎太郎「5章 欧州委員会」大西・中曽根 前掲書, pp.79-97.を参照。

(16) 日本経済調査協議会訳『域内市場の幕開け』(日経調資料92-4) 日本経済調査協議会, 1992. (原書名 *OPENING UP THE INTERNAL MARKET, Europe on the move, 1991*), p.32.

(17) Completing the Internal Market. White Paper from the Commission to the European Council (Milan, 28-29 June 1985). COM (85) 310 final

(18) ただし、この中では、著作権関係の指令は、放送番組の有線同時送信における著作権を規制する国内法の特定の側面を調和するための指令とコンピュータ・プログラムの保護に関する指令の2つしか掲げられていなかった。

(19) 単一欧州議定書については、岡村克『ヨーロッパ法』三省堂, 2001, pp.46-56.の記述も参照した。

(20) これまで欧州議会はEC理事会から諮問を受けるという形でしかEC法の立法過程に関与できず、また、欧州議会の意見にEC理事会は拘束されなかった。それが、「協力手続き」という手続の導入により、正式にEC法の立法過程に関与できる権限を得ることとなった。

「協力手続き」とは、以下の手続をいう。①欧州委員会は法案を作成し、欧州議会に送付する。②送付を受けた欧州議会は、「立法決議 (legislative resolution)」を議決し、EC理事会に送付する。③EC理事会は、この「立法決議」を考慮して「共通の立場 (common position)」を採択する。④欧州議会はこの「共通の立場」を審議し、⑤EC理事会は、欧州議会の「共通の立場」に対する審議結果を受けて法案の採択をする。

なお、この時点での欧州議会の条約上の正式名称は「総会 (Common Assembly)」という名称であり、条約上「欧州議会」という名称が規定されたのは、この単一欧州議定書によるEEC条約の改正 (第3条第1項) からであった。同上, pp.121-122; 金丸輝雄「6章 欧州議会」大西・中曽根 前掲書, pp.98-117.を参照。

(21) 加盟各国から派遣される閣僚級代表によって構成される、欧州共同体の主たる意思決定機関であり、かつ、欧州共同体の政策について最終決定権を行使できる立法機関である。一般的には「閣僚理事会 (the Council of Ministers)」とも呼ばれる。石川謙次郎「3章 閣僚理事会」大西・中曽根 同上, pp.47-66.を参照。

(22) これまで全会一致が必要とされていた市場統合分野の法令の採択につき、1985年12月の欧州理事会での合意を受け、税分野を除き、特定多数決方式を導入した。

(23) この章の記述のうち、ECの域内市場統合に関する記述については、各記述の注釈として掲げた文献のほか、日本経済調査協議会 前掲書; 田中素香「6章 単一欧州議定書と市場統合」大西健夫・岸上慎太郎編『EU統合の系譜』(waseda libri mundi 13) 早稲田大学出版部, 1995, pp.124-142.; 佐藤幸男監修『拡大EU辞典』小学館, 2006.に拠った。

2 EC委員会「グリーン・ペーパー」(1988年)

EC委員会は、著作権分野に関しても、市場統合に沿った改善を行うための作業を開始した。

その最初の動きは、1988年6月7日に公表された「著作権及び技術的課題に関するグリーン・ペーパー—緊急の対処が必要な著作権問題—」⁽²⁴⁾である。EC委員会は、このグリーン・ペーパーにより、域内市場統合に向けて解決する必要がある著作権上の課題及びこれらの課題に対するEC委員会の見解を示し、関係団体などに対して意見を求めた。ところが、このグリーン・ペーパーにおいて扱われている課題は、海賊版 (piracy)、録音物・視聴覚物の家庭内録音複製 (audio-visual home copying)、頒布権、消尽及び賃貸権 (distribution right, exhaustion and rental right)、コンピュータ・プログラム (computer programs)、データベース (data

bases) 並びに多国間及び二国間の域外国との関係における共同体の役割 (the role of the Community in multilateral and bilateral relations) の6項目であり、著作権の保護期間の調和に関する事項は含まれていなかった⁽²⁵⁾。

このグリーン・ペーパーに対し、関係団体から様々な意見が寄せられた⁽²⁶⁾が、その中には著作権の保護期間の調和の問題を取り上げないことに対する批判を内容とするものもあった⁽²⁷⁾。

また、EC委員会は、EC理事会及びEC委員会の諮問機関である経済社会評議会 (The Economic and Social Committee)⁽²⁸⁾に対し、EEC条約第198条の規定に基づき、グリーン・ペーパーについての諮問を行った。経済社会評議会は、専門部会における検討を経て、1989年1月25日の第262回総会において、グリーン・ペーパーに対する意見書⁽²⁹⁾を採択した。

この意見書では、グリーン・ペーパー全般に

⁽²⁴⁾ Green Paper on Copyright and the Challenge of Technology — Copyright Issues Requiring Immediate Action (Brussels, 7 June 1988). COM (88) 172 final. 「グリーン・ペーパー」とは、特定の政治領域に関する立法過程における議論を喚起するためにEC委員会が作成し、関係団体や個人に配布する文書をいう。邦訳に、大楽光江訳「ECグリーンペーパー (著作権と技術をめぐる諸問題)」日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会編『ECグリーンペーパー (著作権と技術をめぐる諸問題) 及びグリーンペーパーに対する権利者団体と関係機関の意見書』日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会, 1989, pp.1-239がある。

⁽²⁵⁾ Silke von Lewinski, “EC Proposal for a Council Directive Harmonizing the Term of Protection of Copyright and Certain Related Rights”, *IIC*, 23 (6), 1992.のp.785.によれば、1980年10月24日に、EC委員会は著作権の保護期間の調和に関する関係団体からのヒアリングを行ったが、その後は立ち消えになったとのことである。また、*ibid.*, p.790.の注23によれば、このヒアリングにおいてEC委員会は、著作権の保護期間につき、著作者の死後50年という保護期間の経過後に、著作権の保護期間満了後の著作物の利用について使用料の支払いを利用者に対して課す制度である「有償公有制度 (domaine public payant)」を20年間導入することを提案していたが、否定されたとのことである。有償公有制度については、半田正夫『著作権法概説 第11版』法学書院, 2003, pp.175-176を参照。

⁽²⁶⁾ ユッカ・リエデス (土井輝生訳) 「ヨーロッパにおける著作権の発展—ヨーロッパ共同体とヨーロッパ経済地域における著作権発展の現状—」『コピライト』32巻12号, 1993.3.のpp.3-4.によると、「ECは、著作権の経済的側面を重視しすぎるような非常に視野の狭いアプローチをとっていると批判された。また、企業、生産者および通商の地位に注意を向けすぎるという趣旨のコメントもなされた」とのことである。

⁽²⁷⁾ 国際レコード産業連盟 (IFPI) が提出した意見書では、この問題を取り上げなかったことに対する驚きの表明とともに、調和の問題を取り上げることを提案した。そして、この調和は、著作権においては達成されているが、関連する権利 (日本における著作隣接権に相当) では全く当てはまらないとし、後述するパトリシア事件を事例として挙げた上で、レコードの保護期間を公表から50年間とするよう求めている。杉浦政雄訳「ECグリーンペーパー (著作権と技術をめぐる諸問題) へのコメント」日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会編 前掲書, pp.277-318.を参照。また、von Lewinski, *op. cit.*, p.786. には、関係団体からこの問題を入れなかったことに対する批判があったことを示唆する記述がみられる。

⁽²⁸⁾ 経済社会評議会につき、岡村 前掲書, pp.162-165.及び佐藤 前掲書, p.151.を参照。

わたる批判とともに、複写複製、著作権の性質の統一の欠如及び著作権の保護期間の3つが、必要な事項であるにもかかわらず、取り上げられていないことを指摘している。これらのうち、著作権の保護期間については、EC委員会がこの問題を直ちに検討し、様々な種類の著作物その他の製品の保護期間の調和をもたらす解決策を出すべきであると結論づけた⁽³⁰⁾。

3 レコードの輸入とEC法との関係についてのEC裁判所の判決（1989年）

グリーン・ペーパーの作成の時点において、EC委員会は、単一市場の実現のための著作権制度の改善のためには著作権の保護期間の調和を行う必要がある、という認識は持っていなかった。ところが、この認識を改めさせる内容の判決⁽³¹⁾が、1989年1月24日にEC裁判所（The Court of Justice of the European Communities）⁽³²⁾から出された。ここでは、この判決の概要を紹介する。

(1) 判決の対象となった事件（パトリシア事件）の概要

1985年、ドイツのレコード製造販売会社であるパトリシア輸出入有限責任会社（Patricia Im-und Export GmbH 以下「パトリシア社」という。）とリュエネ・テープ製造合資会社（Lüne-ton Herstellungs Co. KG 以下「リュエネ社」という。）は、EMIレコード有限責任会社（EMI Records Ltd. 以下「EMI社」という。）が複製権及び頒布権を有する、イギリス人の歌手クリフ・リチャード（Criff Richard）の実演に係る数種類

のレコード（1958年から1959年にかけて最初に発行された。以下「本件レコード」という。）をデンマークの会社の注文を受けて複製品を作成して送付するとともに、この会社からの指示により、オランダの顧客にもこの複製品を送付した。また、この複製物をパトリシア社及びリュエネ社は自らデンマーク国内で販売し、ドイツに輸出した。

本件レコードのドイツにおける権利の譲渡をEMI社から受けていたEMI社の子会社のEMIエレクトローラ有限責任会社（EMI Electrola GmbH。以下「EMIエレクトローラ社」という。）は、パトリシア社及びリュエネ社並びに両社の社長に対し、本件レコードの複製物の販売の差し止めと損害賠償を求め、ハンブルク地方裁判所（Landgericht Hamburg）に提訴した。これに対し、パトリシア社とリュエネ社側は、これらのレコードはデンマークの会社によって同国内で適法に製造及び販売されたものであり、また、物の自由移動に関するEEC条約第30条により、同国内で製造された本件レコードの複製物を輸入し、販売する権利があると反論した。

(2) パトリシア事件に係る法律関係

(i) 各国著作権法の適用関係

この訴訟が提起された時点において、本件レコードに関する権利は、以下のとおりであった。

ドイツ国内においては、ドイツ著作権法⁽³³⁾第85条(1)により、レコード製作者に複製権及び頒布権が付与されており、同条(2)により、その保護期間は、レコードの発行後25年で消滅することとされていた。ただし、同法第135条aに

⁽²⁹⁾ Opinion on the Green Paper on Copyright and the challenge of technology — Copyright issues requiring immediate action. OJ C 71, 20/3/1989, pp.9-16.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, p.11.

⁽³¹⁾ Case 341/87 EMI Electrola GmbH v. Patricia Im-und Export and Others [1989] ECR 79

⁽³²⁾ EC法の最終的な解釈権を有する裁判所で、1958年のEEC条約により創設された。この判決が出された当時はECレベルで唯一置かれた裁判所であった。安江則子「欧州裁判所」大西・中曾根 前掲書, pp.118-133.; 岡村前掲書, pp.301-302.を参照。

⁽³³⁾ Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgezet) vom 9. September 1965 (BGBl. I, S.1273)

より、同法の施行前に製作されたレコードに係る権利の保護期間の算定は、1966年1月1日から起算することとされていた。したがって、ドイツ国内では本件レコードに係るレコード製作者の権利は、1990年末まで存続することとなる。すなわち、本件レコードの複製物が販売された時点では、本件レコードに係るレコード製作者の権利は、ドイツ国内においては存続していたことになる。

その一方、デンマーク国内においては、デンマーク著作権法⁽³⁴⁾第46条(1)により、レコード製作者に複製権が付与され、保護期間がレコードの製作後25年までとされていた。この保護期間は、1985年7月1日の改正法の施行により、50年まで延長されることになっていたが、本件レコードに係る権利は遅くとも1983年末に消滅していたため、この延長の恩恵を受けられなかった。したがって、本件レコードの複製物が販売された時点では、本件レコードに係るレコード製作者の権利は、デンマーク国内においては消滅していた。

すなわち、本件レコードに係るレコード製作者の権利は、本件レコードの複製物が販売された時点では、ドイツ国内においては存続していたが、デンマーク国内では消滅していたことになる。

(ii) EEC条約の適用関係

EEC条約では、第30条において、「輸入及びこれと同等の効果を有する手段に関する量的な規制は、以下の規定を害することなく、加盟国の間で禁止される」と規定し、EC域内における物の自由移動の障壁となる規制をEC加盟国が行うことを禁じている。他方、同条約の第36条において、「第30条から第34条までの規定は、公衆道徳、公共政策又は公共の安全、人間、動物又は植物の健康及び生活の防護、芸術的、歴史的又は考古学的な価値を有する国の財

産の保護並びに産業的又は商業的財産の保護の各分野において正当化される場合には、輸入、輸出及び物の輸送の禁止又は規制を排除しない」と規定し、「産業的又は商業的財産の保護」のために正当化される場合には、物の自由移動の障壁となる規制を設けることを認めている。

したがって、EMIエレクトローラ社が、ドイツ著作権法に基づくレコード製作者の権利を根拠として、パトリシア社及びリユーネ社が行うデンマークからドイツ国内への本件レコードの複製物の輸入を差し止めることが、EEC条約第30条において禁止されている「量的な規制」に該当するのか、又はこのような差し止め行為がEEC条約第36条にいう「産業的又は商業的財産の保護の分野において正当化される場合」に該当するかが問題となる。

(3) ハンブルク地方裁判所からEC裁判所への先決的判決の請求

EEC条約第177条では、国内裁判所は、審理中の案件についてEC法の解釈が問題となる場合には、いったん審理を中断して、EC裁判所に対し、その解釈に対する判断を求めることができることとされている。この手続を「先決的判決 (preliminary ruling)」という⁽³⁵⁾。

ハンブルク地方裁判所は、審理の結果、この裁判に判断を下すのはEC法の解釈が必要と判断し、1987年8月14日に一旦審理を止め、EC裁判所に対し、この先決的判決を求めた。判断を求めたのは、レコード製作者の権利が存続している加盟国Aにおける権利者が、レコード製作者の権利が消滅している加盟国Bからの輸入を差し止める請求が、EEC条約第30条と矛盾するかどうか、ということであった。

(4) EC裁判所の先決的判決

EC裁判所は、1987年11月16日にこの先決的判決の請求を受けた後、訴訟当事者、ドイツ政

⁽³⁴⁾ Lov om ophavsretten til litterære og kunstneriske værker. 1985年4月15日制定。法律第130号。

⁽³⁵⁾ 先決的判決制度については、安江 前掲論文, pp.124-126.; 山田 前掲書, pp.350-464.を参照。

府、フランス政府、イギリス政府及びEC委員会の代表からの意見を聴取した上で、1989年1月24日、次のような先決的判決⁽³⁶⁾を下し、EMIエレクトローラ社の差止請求がEEC条約第30条及び第36条に適合しているとの見解を示した。

- ① EEC条約第36条の「産業的又は商業的財産の保護」には著作権の保護も含むため、恣意的な行使の場合を除き、著作権の行使については同条の適用を受ける（第7項及び第8項）。
- ② 過去の判決例⁽³⁷⁾では、別の国において著作権者自身又はその許諾を得た者によって合法的に販売されたレコードの輸入を著作権の行使により差し止めることがEEC条約第30条に反するとしたものがあったが、今回の事案は著作権者の許諾を得ていないことからこの事例には該当しない。（第9項及び第10項）

このようにして、EEC条約第30条及び第36条と著作権の行使との関係の問題につき、明確な解釈が示された。さらに、この判決は、引き続き、以下のとおり、EC域内における著作権の保護期間の不調和の問題を指摘した。

- ① このような問題が生じるのは、著作権等の保護期間に関する規定が加盟国間で異なるからであり、その差異は、保護期間自体だけでなく、保護期間満了の起算点においても生じている（第10項及び第11項）。
- ② 国内法間の保護期間の差異は、EC域内の加盟国間の貿易を制限することにつなが

り、このような制限はEEC条約第36条によって正当化されてしまうことになる（第12項及び第13項）。

すなわち、国内法の間で保護期間に関する取扱いを異なっただけにしておくと、またこのような事例が生じるおそれがあり、結局、EC域内での物の流通の自由化が実現しないままになってしまう、というのである。

EC委員会は、この判決により、加盟国間における著作権等の保護期間の差異が単一市場の実現の障壁となることを認識するに至り、加盟国間における著作権等の保護期間の調和に向けて動き出すことになる。

II 指令の制定までの過程

1 EC委員会の「行動計画」（1991年）

EC委員会は、1988年のグリーン・ペーパーを受けて1991年1月17日に公表した行動計画⁽³⁸⁾では、これまでの方針を変更し⁽³⁹⁾、このグリーン・ペーパーにおいて取り上げた6項目に加え、著作権等の保護期間の調和の問題も取り上げ⁽⁴⁰⁾、同年12月31日までに作成する一連の指令の提案の中にも著作権等の保護期間の調和に関する指令の提案を列記した⁽⁴¹⁾。

この行動計画では、加盟国間における著作権等の保護期間の「不一致は、同一の著作物が同じ時点である加盟国では保護されていて、別の加盟国ではパブリック・ドメインに入っているために、文化的商品の自由移動の障壁を作り出し、競争を歪めてしまう」と述べた上で、パト

⁽³⁶⁾ 前掲注(31)を参照。

⁽³⁷⁾ Judgement of 20 January 1981 in Joined Cases 55 and 57/80 Musikvertrieb Membran GmbH and Another v. GEMA [1981] ECR 147

⁽³⁸⁾ Follow-up to the Green Paper — Working Programme of the Commission in the Field of Copyright and Neighbouring Rights (Brussels, 17 January 1991) COM (90) 584 final

⁽³⁹⁾ なお、リエデス 前掲論文, pp.3-4.は、注(26)において言及した批判やコメントを動機として挙げるのみで、パトリシア事件に関するEC裁判所の先決的判決については触れていない。しかし、後述するEC委員会の提案を見る限り、あくまでパトリシア事件に関するEC裁判所の先決的判決が主たる動機であることは間違いないと思われる。

⁽⁴⁰⁾ *op. cit.*(38), pp.32-34.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, p.39.

リシア事件に係るEC裁判所の先決的判決の要旨に触れた後、「この事項に関する指令案を作成する予定である。この指令案は4つの主要な原則によって導かれる」とし、指令案に盛り込むべき内容として、以下の4つを掲げている⁽⁴²⁾。

- ① 同一の著作物の著作権及び著作隣接権につき、すべての加盟国において、同一の保護期間が同じ時点から起算され、満了する規定を設ける。
- ② 著作者及び著作隣接権者に対する高水準の保護の規定を設ける。国際条約の最小限の保護期間よりも高くなることもある。
- ③ 保護期間の調和によって既得権が損なわれるような規定とはしない。そのためには経過措置の導入も検討する。
- ④ 極端に複雑にならないよう、著作権と著作隣接権との微妙なバランスを保つようにする。

EC委員会は、この4つの方針を満たす指令の提案を作成することとなる。

2 EC委員会による指令の提案の作成（1992年）

EC委員会は、1991年6月13日及び同月14日の2日間にわたって公聴会を開催して関係団体の意見を聴取した⁽⁴³⁾上で、行動計画に明示された期限よりも約4か月近く遅れた1992年3月

23日、「著作権及び特定の関連する権利⁽⁴⁴⁾の保護期間の調和に関する理事会指令の提案」⁽⁴⁵⁾をEC理事会及び欧州議会に提出した。以下では、この提案の概要について紹介する。

(1) 提案の趣旨

初めにこの提案では、その趣旨について、保護期間が知的財産権の本質的要素であるにもかかわらず、条約では単一の保護期間を設定していないことから、加盟国間での不一致を招き、この不一致が「貿易の障壁や競争の歪曲」を生じているとした上で、「域内市場を実現するのであれば〔これらの不一致は〕除去される必要がある」と、EC域内での保護期間を調和させる理由がEC域内における単一市場の実現のためであることを明確に述べている⁽⁴⁶⁾。

(2) 保護期間の規定の現状及び域内市場実現のための方策

そして、「一般的検討」と題する編から具体的な検討が始まる。「保護期間を定める加盟国の法律及び国際条約」と題する章では、EC加盟国及び著作権に関する国際条約における著作権及び著作隣接権の保護期間の現状を紹介し、国際条約⁽⁴⁷⁾においては保護期間の下限のみを定めていること⁽⁴⁸⁾、このためEC各国において保護期間に均衡が取れていない⁽⁴⁹⁾ことを示した⁽⁵⁰⁾。なお、EC加盟国及び域外主要国の現状

⁽⁴²⁾ *ibid.*, pp.32-33.

⁽⁴³⁾ 後述するEC委員会による指令の提案の第29項（p.16）を参照。この提案の記述によれば、調和が必要という意見に公聴会に参加した関係の大多数が賛成し、著作権等の法的確信と管理の簡素化のために調和が正当化されることを示したという。また、Tim Morley, “Copyright Term Extension in the EC: Harmonization or Headache?”, *Copyright World*, 24, 1992.10, p.14.においても、この公聴会の様子につき、「（公聴会に参加した関係団体の）大多数は、ベルヌ条約の原則的な保護期間を延長することを一番の調和の選択肢として支持していた」と紹介されている。

⁽⁴⁴⁾ certain related rightsの訳。この提案において紹介されているのは、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送機関の権利といった、著作隣接権に関する国際条約において保護の対象となっている権利（日本の著作権法における著作隣接権に相当）のほか、ドイツ、スペイン、フランス及びポルトガルにおける映画製作者の権利の4つである。日本の著作権法では、映画の著作物の著作権が原則として映画製作者に帰属することとされている（第29条第1項）ため、映画製作者に対しては著作権とは別個の権利は与えられていない。

⁽⁴⁵⁾ Commission of the European Communities, *Proposal for a Council Directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights* (Brussels, 23 March 1992) COM (92) 33 final — SYN 395

⁽⁴⁶⁾ *ibid.*, p.3.

並びに加盟国の国内法及び国際条約の直近の改正案における著作権及び著作隣接権の保護期間について、一覧表⁽⁵¹⁾が添付されている(表1)。

次の章は、「域内市場と保護期間」と題し、パトリシア事件に関するEC裁判所の判決を引用しつつ、著作物並びに文化的な商品及びサービスにおける域内市場が著作権等の保護期間の調和なしにはもたらされないこと、そのためには保護期間そのものだけでなく、保護期間の算定期間の調和も必要であること、また、判決から判断すると、域内市場の創設のためには保護期間を調和することが全てであると説明する⁽⁵²⁾。

以上の考察により、EC委員会は、EC加盟国の現状においては著作権等の保護期間の不調和が生じており、調和しない限りEC域内における単一市場は完成しないと結論づけた。その上で、次の「法的枠組み及び調和の選択肢」と題する編において、調和するための具体的な制度設計の検討を行っている。最初の「法的枠組み」

と題する章では、次のような説明を行った上で、長い保護期間に基づく調和しか解決策はあり得ないと結論づけた⁽⁵³⁾。

- ① EC法が国際条約よりも著作権等の保護期間を長くすることを国際条約は妨げていない(第31項)。
- ② 既得権の保護がEC法の一般原則である⁽⁵⁴⁾ため、短い保護期間で調和を行うと既得権の保護のために経過規定を設ける必要が生じ、そうすると最大70年間は調和が達成されないこととなる⁽⁵⁵⁾(第36項)。
- ③ EC委員会としては、既得権を弱めることを望まず、逆に尊重されるべきと考える。既得権の存在により保護期間の解釈が複雑化することは避けるべきである(第33項から第37項まで)。
- ④ 短い保護期間は長い経過期間を前提とするが、そうすると、単一欧州議定書で要求され、EEC条約第8条aにおいて規定されている域内市場の完成という、最も重要

(47) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(昭和50年条約第4号。以下「ベルヌ条約パリ改正条約」という。)及び実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(1989年条約第7号。以下「ローマ条約」という。)の2つである。前者は著作権を、後者は著作隣接権を対象としており、ともに日本も加盟している。

(48) ベルヌ条約パリ改正条約では著作物の原則的な保護期間を著作者の死後50年までとし(第7条(1))、映画の著作物の場合には公表後50年としてよいこととし(同条(2))、無名・変名・団体の著作物の場合には公表後50年とし(同条(3))、写真及び応用美術の著作物の場合には公表後25年以上とし(同条(4))、また、これらの期間よりも長い保護期間を定めることを許容する規定(同条(6))を置く。また、ローマ条約では、保護期間を20年以上と定めている(第14条)。

(49) 例えば著作権の保護期間でいえば、ドイツが死後70年まで、スペインが死後60年まで、フランスが「歌詞を伴い、又は伴わない楽曲」が死後70年まででそれ以外の著作物が死後50年までとなっている。その他の加盟国は、いずれも死後50年までとなっている。このほか国内法において保護期間の延長措置がなされている場合がある。

(50) Commission of the European Communities, *op.cit.*, pp.4-14.

(51) *ibid.*, pp.45-47.

(52) *ibid.*, pp.14-16.

(53) *ibid.*, pp.17-20.

(54) EC裁判所の判例(Case 159/82 Verli-Wallace v. Commission [1983] ECR 2711; Case 92/78 Simmenthal v. Commission [1979] ECR 777)による。

(55) ここでは、1965年ドイツ著作権法において実演及び写真の著作物の著作権の保護期間を短縮した際に、既存のものにも短縮の効果が及ぶこととしたことにつき、ドイツ連邦憲法裁判所が違憲と判断した事例と、1987年スペイン著作権法において、著作物の著作権の保護期間を短縮した際に、同法の施行前に死亡した著作者の著作物の保護期間については旧法を適用するという経過規定(経過規定第1条第2項)の事例を引き、仮に1987年スペイン著作権法のような経過措置を設けたうえで短い保護期間で調和を図ったとすれば、経過措置が適用された著作物とそうでない著作物について保護期間の差が20年も生じてしまい、結局、調和は70年後の時点で初めて実施されることとなる、と説明している。

表1 「著作権及び特定の関連する権利の保護期間の調和に関する理事会指令の提案」作成当時の国際条約及びEC加盟国の国内法における著作権及び関連する権利の保護期間の一覧

	著作権				関連する権利		
	原則	無名・変名	写真	映画	実演家	レコード製作者	放送機関
国際条約	死後50年以上	公衆に利用可能とした後50年以上	製作後25年以上	原則又は公衆に利用可能とした後50年間	実演後20年以上	固定後20年以上	伝達後20年以上
ベルギー	死後50年 + 戦時加算10年	発行後50年	(特例規定なし)	(特例規定なし)	非保護	非保護	非保護
デンマーク	死後50年	発行後50年	製作後25年	死後50年	実演後50年	録音後50年	放送後50年
ドイツ	死後70年	発行後70年	死後70年又は発行後25年若しくは50年	死後70年	公表後50年	発行後又は製作後25年	放送後25年
ギリシャ	死後50年	発行後50年	死後50年	死後50年	50年	非保護	非保護
スペイン	死後60年又は死後80年	発行後60年又は発行後80年	死後60年若しくは死後80年又は製作後25年	死後60年又は死後80年	発行後又は実演後40年	発行後又は実演後40年	制作後40年
フランス	死後50年又は死後70年 + 8年又は14年の戦時加算	発行後50年又は70年 + 8年又は14年の戦時加算	死後50年 + 8年又は14年の戦時加算	死後50年 + 8年又は14年の戦時加算	発行後又は実演後50年	製作後50年	放送後50年
アイルランド	死後50年	発行後50年	発行後50年	発行後50年	非保護	発行後50年	放送後50年
イタリア	死後50年 + 6年又は12年の戦時加算	発行後50年 + 6年の戦時加算	死後50年又は製作後20年 + 6年の戦時加算	発行後又は製作後50年 + 6年の戦時加算	実演後20年	保存後30年又は製作後40年	非保護
ルクセンブルク	死後50年	公表後50年	製作後50年	発行後50年	実演後20年	録音後20年	放送後20年
オランダ	死後50年	発行後50年	死後50年	死後50年	非保護	非保護	非保護
ポルトガル	死後50年	発行後50年	製作後25年	死後50年	実演後50年	録音後50年	放送後50年
イギリス	死後50年	発行後50年	死後50年	製作後又は公表後50年	実演後50年	録音後又は発行後50年	放送後50年

(出典) Commission of the European Communities, *Proposal for a Council Directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights* (Brussels, 23 March 1992) COM(92) 33 final — SYN 395, p.45.の表をもとに筆者が作成。

な政治的目標に反する結果となってしまう。このため、より高度な考慮によって短い保護期間の必要性が示されない限り、短い保護期間での調和という解決策は受け入れられない(第38項)。

(3) 著作権の保護期間を長い方で調和させることの正当性

その次に、EC法上の根拠規定について言及した後、「調和の選択肢」と題する章において、以下のとおり、長い保護期間での調和を正当化する理由を列挙する⁽⁵⁶⁾。

⁽⁵⁶⁾ Commission of the European Communities, *op. cit.*, pp.23-25.を参照。von Lewinski, *op. cit.*, pp.788-790.では、それぞれの理由について疑問点を列挙した上で、これらの理由付けについて「未だにほとんど納得できない」とする。

- ① 理想的な著作権の保護期間など設定することは不可能だが、EC法及び域内市場の完成という特別な要求が選択肢を限定しており、著作権等の分野において域内市場を完成させるには、「次の世紀の半ばまで経過規定が有効となるのを避けるため、長い期間が選ばなければならない」。このため、EC委員会は、12か国中10か国が50年としているにもかかわらず、70年を選んだ⁽⁵⁷⁾ (第45項から第46項まで)。
- ② 1991年6月の公聴会の参加者の大多数が70年の保護期間に賛成したか、少なくとも反対しなかった (第47項)。
- ③ 死後50年という期間は、1948年のベルヌ条約ブラッセル改正条約で定められた期間だが、この期間は、任意に選ばれたのではなく、著作者自身とその次の二世代之子孫の生涯を含むという目的で選ばれたものである。EC域内の平均寿命の上昇は、死後

50年の期間を包含するのに十分でない⁽⁵⁸⁾。最近のWIPO (世界知的所有権機関)における議論においても、死後70年とすることが提案されている⁽⁵⁹⁾ (第48項)。

- ④ 保護の期間の長期化は、著作権の譲渡の交渉をする際の著作者の立場を強化するため、著作者が生涯の間により高額の報酬を得るための基盤となる⁽⁶⁰⁾ (第49項)。
- ⑤ 当面の報酬の見通しがなく、かつ相当の投資が必要な分野における著作物⁽⁶¹⁾の創作又は発行を促進する効果がある⁽⁶²⁾ (第49項)。

(4) 関連する権利の調和の方策

また、関連する権利の保護期間の不一致について、国際条約による最低限の保護期間が短く、この保護期間が不十分と考えた条約加盟国がより長い期間を導入したことが原因とした上で、期間そのものと起算点をともに一致しな

⁽⁵⁷⁾ von Lewinski, *op. cit.*, p.788.は、この理由付けによって、学術論文上で出された別の見解にかかわらず、70年の保護期間での調和をEC委員会が推進することができたと説明する。

⁽⁵⁸⁾ この点につき、Morley, *op. cit.*, p.14.では、「すべての著作者及びその子どもが結婚して子どもを作るという前提が疑問の余地なく続くかどうかについて特別な考慮を払っていない」と批判する。また、von Lewinski, *op. cit.*, p.788.においても、通常、著作権の譲渡又は移転が保護の全期間にわたって利用企業に対して行われる実態がある以上、著作者の子孫が著作者の著作物の著作権の恩恵に十分与ることができるか疑問であり、基本的に利用企業の利益になるのではないかと疑問を呈している。また、ジェラルド・ドワーキン (高橋典博訳)「映画の著作者と著作権保護期間を調和するEC委員会提案」『コピーライト』33巻9号, 1993.12.のp.12.においても、「この理由には、説得力がない」と批判されている。

⁽⁵⁹⁾ この提案は、写真の著作物の保護期間を一般の著作物と同一の期間 (著作者の死後50年まで) とする提案とともに、1992年2月11日から同月17日まで開催された、WIPOベルヌ条約議定書専門家委員会第2回会合において事務局からなされた。ところが、日本、アメリカ合衆国、北欧等が反対したため、同月21日から同月29日まで開催されたベルヌ同盟第13回総会における、ベルヌ条約議定書委員会の討議事項の中には、この提案は盛り込まれなかった。木谷雅人「WIPOベルヌ条約議定書専門家委員会第二回会合の概要」『コピーライト』31巻12号, 1992.3, pp.14-16.; 同「ベルヌ条約第13回総会の概要」『コピーライト』32巻7号, 1992.10, p.20; Jörg Reinbothe and Silke von Lewinski, *The WIPO Treaties 1996*. London: Butterworths, 2002, p.114. を参照。

⁽⁶⁰⁾ この点につき、Morley, *op. cit.*, p.14. では、著作者が亡くなる時期を正確に予測することが不可能なことを理由として、著作権の全体が譲渡された場合にはこの結論は疑わしいとする。また、von Lewinski, *op. cit.*, pp.790, 794. では、注⁽⁵⁹⁾で触れたWIPOの専門家委員会での疑問が出されたこと、ドイツの実演家の保護期間の保護期間が延長されたにもかかわらず集中処理機関からの実演家への支払いの受領割合が増加していないことから、この理由付けに疑問を呈する。

⁽⁶¹⁾ その例として、難解音楽 (difficult music) と純音楽 (serious music) の出版を挙げる。この理由は、フランスにおける、歌詞を伴い、又は伴わない楽曲の著作権の保護期間のみを著作者の死後70年に延長した1985年のフランス著作権法の法改正の理由と一致している。なお、1985年のフランスの著作権法改正の経緯等については、アンドレ・ケルベール (大山幸房訳)「1985年7月3日のフランス法の一部: 1957年3月11日の法律の現代化(1)」『コピーライト』26巻7号, 1986.9, pp.3-6.を参照。

ればならないとする。そして、保護期間の長さについては、加盟国の立法例、TRIPS協定⁽⁶³⁾の制定交渉におけるECの見解を踏まえ、50年が妥当であると結論づけた。また、起算点については、それぞれの性質からみて、発行又は伝播 (dissemination) の時点とするのが妥当であると結論づけた⁽⁶⁴⁾ (第50項から第53項まで)。

(5) 著作権の帰属と保護期間との関係

次にEC委員会は、著作権の帰属によって保護期間の満了の時点が異なる著作物につき、映画の著作物を例に挙げて指摘する。すなわち、映画監督その他映画製作に参加した者に著作権が与えられる場合には、これらの者のうち最後まで生存していた者の死亡の時点からこの映画の著作物の保護期間が算定されることになり、他方、映画製作者に著作権が与えられる場合には、映画製作者が自然人であればその者の死亡の時点から、法人であればその映画の著作物が適法に公衆に利用可能になった時点から算定さ

れることになる。そうなれば、必然的に保護期間の満了の時点が加盟国によって異なることになる。

このように、EC委員会は、加盟国の国内法において著作権の帰属先が異なる場合において著作権の保護期間が異なる結果を生じるということ認識していたが、この提案においては、具体的な解決策を提案しなかった。この問題が著作権の保護期間という領域を超えるから、というのがその理由である⁽⁶⁵⁾ (第54項から第55項まで)。

(6) その他の項目の検討

以上のほか、この編では、各加盟国の国内法で独自に与えられている権利の保護期間の取扱い⁽⁶⁶⁾ (第56項)、著作権と関連する権利との間での保護期間の長さの区別⁽⁶⁷⁾ (第57項から第59項)及び域外諸国の著作物の著作権の保護期間の取扱い⁽⁶⁸⁾ (第60項)についても検討されている。最後に、第56項において言及されている権利が

62 この提案においてEC委員会は、この理由付けの正当性についてフランスの事例を挙げている。この説明の様子については、von Lewinski, *op. cit.*, pp.788-789.において、以下のとおり説明されている。「(フランスの経済学者による)見解は、とりわけ純音楽の分野においては、投資は長期的な基盤でのみ回収されるというもので、現代音楽の発行に関する新たな投資は、亡くなって50年以上の作曲家の作品の利用からの利益の助けによってのみ可能であるという結果を伴っている」。このような説明について、Morley, *op. cit.*, p.14.では、「この論点を議論するにあたり、EC委員会は厳密な証拠を提出せず、また、関係団体や関係者、例えば映画やテレビの製作者、レコード会社又は書籍出版会社などの著作権のある著作物の主要な投資者からの補足的な意見をまったく提供しなかった。実際にEC委員会が提供したたった一つの証拠は、フランスにおける「歌詞を伴い、又は伴わない楽曲」に対する死後70年の保護期間が、いわゆる難解音楽や純音楽の著作物の出版を促進するというものだけであった」と批判している。

63 世界貿易機関を設立する協定 (1994年条約第15号。いわゆる「WTO協定」)の附属書1Cである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights:TRIPS) を指す。

64 Commission of the European Communities, *op. cit.*, pp.25-26.

65 *ibid.*, pp.27-28.

66 *ibid.*, p.28. EC域内市場に及ぼす影響がわずかであることから、この提案では取り扱わないこととされた。

67 *ibid.*, pp.29-30. 著作物の種類の間での区別については、理由のないヒエラルキーが設けられること並びに著作物の種類を設ける際及び著作権の執行の際に問題が生じることから否定され、関連する権利の種類の間での区別についても「実演家の保護の満了前にレコード製作者の保護が満了すれば、レコード製作者が海賊版製作者に対して行動を起こすことによる実利を何ら得られなくなる」と実演家の利益に反することから否定された。なお、著作権と関連する権利の保護期間の間の差異については、単に、原則として著作者の死亡時から起算する著作権の保護期間とそうではない関連する権利の保護期間を同列にすることは非現実的である、という理由から否定している。

68 *ibid.*, pp.30-31. 域外諸国の保護期間が短い場合にはその国の保護期間が適用されるという、保護期間の相互主義を適用することが妥当とされた。本国において適当とされる保護期間よりも長い保護を受けるべきでないと考えるのが自然であることと、相互主義の採用によって他の国の保護期間が延長されることのインセンティブになることが望ましいことが理由として挙げられている。

一般化されることのないよう、国内法による措置に係る法律案の案文の通知手続の導入を提案している⁽⁶⁹⁾(第61項)。

(7) EC理事会指令の案文

以上の検討結果に基づき、EC委員会の提案の最後において、EC理事会指令の案文が提示されている。案文の構成は以下のとおりとなっている⁽⁷⁰⁾。

(i) 前文

EC理事会指令の法的根拠、制定の経過及び理由について規定する。

(ii) 第1条

著作物の著作権の原則的保護期間をその著作物が適法に公衆に利用可能となった時点に関係なく、著作者の生存期間及びその死後70年までとし(第1項)、共同著作物の場合には、最後の生存者の死亡の時点から起算すること(第2項)、無名又は変名の著作物、法人によって創作されたと加盟国の立法においてみなされる著作物及び編集著作物の場合には、その著作物が適法に公衆に利用可能となった時点から70年まで(著作者の用いた変名がその著作者を示すことに疑いのない場合又はこの期間内に自分が著作者であることを著作者が公表した場合は、その著作者の死後70年まで)であること(第3項)、無名又は変名の著作物の著作者が死亡して70年経過していることが合理的であると考えられる場合には当該著作物の著作権は保護されないこと(第4項)、著作物が分冊等により発行された場合には各分冊等ごとに保護期間を算定すること(第5項)、未公表の編集著作物又は法人著作物は創作後70年間保護されること(第6項)をそれ

ぞれ規定する。

(iii) 第2条

実演家の権利の保護期間を実演の固定物が最初に発行された時点から50年(未発行の場合は実演の伝播の時点から50年)とし、発行も伝播もされない場合は実演後50年で満了すること(第1項)、レコード製作者の保護期間をレコードの発行の時点から50年とし、未発行の場合にはレコードの固定から50年とすること(第2項)、映画の著作物及び一続きの動画(音を伴うかどうかを問わない)の最初の固定物の製作者の権利は、最初の発行から50年で満了することとし、その期間内に発行されなかった場合には固定から50年とすること(第3項)をそれぞれ規定する。

(iv) 第3条

写真の著作物が第1条に規定する保護期間を有することを規定する。

(v) 第4条

加盟国のうちのある国で保護期間の経過が開始した場合にはすべての加盟国で保護期間の経過が開始すること(第1項)、著作物の本国⁽⁷¹⁾がEC域外諸国であって、著作者がEC加盟国の国民でない場合は、本国において定める保護期間による(ただし、この指令に定める保護期間を超えないものとする)こと(第2項)、第2条で規定する保護期間は、加盟国が権利を付与するときには、権利者が加盟国の国民でない場合であっても適用される(ただし、権利者の本国で与えられる保護期間を超えないものとする)こと(第3項)及び特定の場合について決定を保留し、第9条に規定する手続によって決定すること

⁽⁶⁹⁾ *ibid.*, p.31.

⁽⁷⁰⁾ *ibid.*, pp.48-56.

⁽⁷¹⁾ ベルヌ条約第5条(4)に規定する本国をいう。次の順序によって決定される。①ベルヌ条約加盟国のいずれか1か国で最初に発行された場合には、その発行された国。保護期間が異なる加盟国で同時に発行されたときは、保護期間が短い方の国。②ベルヌ条約加盟国と同条約未加盟国とで同時に発行されたときは、前者。③①・②以外の著作物については、著作者が国民である加盟国。

(第4項)を規定する。

(vi) 第5条

保護期間の算定の原因となる行為が行われた日の属する年の翌年から保護期間を起算することを規定する。

(vii) 第6条

1994年12月31日の時点で消滅している権利にはこの指令が適用されないことと、加盟国において既に生じている保護期間を短縮する効果をこの指令が有しないこと(第1項)及び著作者人格権が少なくとも財産的権利である著作権が消滅するまでは存続すること(第2項)を規定する。

(viii) 第7条

この指令と矛盾する内容を有する別の指令の関連規定の廃止について規定する。

(ix) 第8条

この指令の内容に影響するような関連する権利を加盟国において付与する予定がある場合におけるEC委員会への通知義務(第1項)及びこの通知から3か月以内に当該付与を決定することの禁止とEC委員会がこの3か月の間にこの付与に係る指令を提案する場合にはこの禁止期間が12か月に延長されること(第2項)を規定する。

(x) 第9条

加盟国の代表から構成され、委員長をEC委員会の代表が務める諮問的性質を有する委員会を設置してEC委員会の指令の制定手続を支援すること及びその手続について規定する。

(xi) 第10条

加盟国がこの指令の第1条から第7条までの

規定と適合するために必要な国内法令の施行を1992年12月31日までに完了しなければならないこと(第1項)などを規定する。

3 経済社会評議会による意見表明(1992年)

1992年3月23日、EC理事会は、この指令の提案について、EEC条約第100A条に基づき経済社会評議会に諮問を行った。これに対し、経済社会評議会は、専門部会を設置して検討した上で、同年7月1日の第298回総会において、以下のとおり、原則的な保護期間を著作者の死後50年までとすることで調和すべきとする内容の意見書⁽⁷²⁾を多数決により採択した。

この意見書では、著作権等の保護期間を調和させるというEC委員会の提案について全面的に賛成するとした上で、EC加盟国における著作権等の保護期間の現状及びEC委員会の提案において長い保護期間に合わせた調和をEC委員会が選択した理由を挙げた上で、評議会が以下の見解について考慮したと述べる。

- ① ベルヌ条約加盟国の90%が50年の保護期間を選択しているという現状は、仮に第三国との間で障壁を作らないのであれば、世界的な調和が必要なのは明白である。
- ② 消費者のより厚い保護及び購入しやすい価格での我々の文芸遺産に対するアクセスが促進されるという利益は、特に開発途上国においては、共同体による保護期間の一方的な延長により影響を受ける。
- ③ 50年の水準による調和の場合、50年を超えてEC加盟国において保護される著作物の保護は、類似した保護期間の短縮をすでに導入したスペインの例をみても、大した問題にはならないことは明白である。
- ④ 保護期間の延長は、保護の下にある文化遺産の増加により、海賊版の減少どころか増加につながってしまう。

また、死後公表の著作物はその公表の時から

⁽⁷²⁾ Opinion on the proposal for a Council Directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights, OJ C 287 4/11/1992, pp.53-56.

算定すべきこと、関連する権利の保護期間は発行又は伝播から50年間とすべきこと及び既得権に影響を及ぼさないことを主張した。

これらの考察の後、以下のとおり、著作者の死後50年までの保護期間による調和を検討すべきであると結論づけた。

- ① 経済社会評議会もまた、EC域内での著作権及び関連する権利の保護期間の調和が必要と考える。
- ② しかし、著作者の死後70年の保護期間を規定する加盟国はたった1か国であり、多数の加盟国は、著作者の死後50年の保護期間を規定している。したがって、著作者の死後50年という共同体の協定は、保護期間に関する国際条約の制定を促進するための、より利用しやすい基盤となり得る。
- ③ これらの状況においては、著作者の死後70年ではなく、著作者の死後50年の保護期間の採用に対する慎重な検討を理事会は行うべきである。

4 欧州議会第一読会における審議（1992年）

(1) 欧州議会によるEC法案の審議手続

前述⁽⁷³⁾のとおり、1987年7月1日に発効した単一欧州議定書により、欧州議会の権限が強化された。この強化により、市場統合に関係するEC法を制定する場合につき、欧州議会は、「協力手続き⁽⁷⁴⁾」という手続を通して正式にEC法の立法過程に関与することができるようになった。この手続において、欧州議会は、① EC委員会から提出された提案を審議して欧州議会としての意見をEC理事会に送る段階（第一読会）及び② EC理事会が「共通の立場」を採択した場合につき、この「共通の立場」を審議する段階（第二読会）の2度の審議を行うこと

とされた。以下ではこれらにつき順を追って説明する。

(2) 第一読会における審議

EC委員会は、前述のとおり⁽⁷⁵⁾、1992年3月23日に、保護期間の調和に関する理事会指令の提案を欧州議会にも提出した。そして欧州議会は、同年4月24日の文書によりEC理事会からこの提案に関する諮問を受け、検討を開始した。

欧州議会は、同年5月11日の会議において、法務及び市民の権利に関する委員会（Committee on Legal Affairs and Citizens' Rights）を所管委員会と定めてこの提案を付託し、同委員会は、4回の会議の後、同年11月4日、この提案に対する審査報告書⁽⁷⁶⁾を採択した。このほか、同年5月11日の会議において意見を求められた経済金融産業政策委員会（Committee on Economic and Monetary Affairs and Industrial Policy）及び文化青少年教育メディア委員会（Committee on Culture, Youth, Education and the Media）は、同年9月29日及び同年10月15日に意見を採択した。

(i) 法務及び市民の権利に関する委員会による審査報告書の内容

この報告書は、14の修正案、立法決議案及び説明資料で構成され、付録として経済金融産業政策委員会及び文化青少年教育メディア委員会の意見書が収録されている。

14の修正案のうち、技術的な修正を除いた修正案の内容は、以下のとおりであり、原則的な著作権の保護期間を著作者の死後70年までに調和することについての修正案は出されなかった。

- ① 視聴覚の著作物の著作者を映画監督等に

(73) I 1を参照。

(74) 前掲注(20)を参照。

(75) II 2を参照。

(76) REPORT of the Committee on Legal Affairs and Citizens' Rights on the Commission proposal for a Council directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights (COM (92) 33 final — SYN 395 — C3-0189/92) European Parliament session documents A3-0348/92, 5/11/1992.

限定する修正⁽⁷⁷⁾(第3修正案。第1条(2)の後への1項の新設)

- ② 失踪宣告を受けた者に関する死亡推定の国内法による規定を容認するための修正⁽⁷⁸⁾(第4修正案。第1条(4)に一文を追加)
- ③ 巻号等により分割発行される著作物の場合の保護期間の起算点につき、最後に発行された巻号等の発行日からに変更する修正⁽⁷⁹⁾(第5修正案。第1条(5)の一部修正)
- ④ 死後公表の著作物につき、死後70年以内に公衆に適法に利用可能とされた場合には、その時点から70年間保護されることとする修正⁽⁸⁰⁾(第7修正案。第1条(6)の後への1項の新設)
- ⑤ 著作権の保護期間が経過した著作物を合法的に公衆に利用可能にし、又は利用可能にさせる者に対し、その時点から25年間、著作者に与えられたものと同一の権利を認めるための修正(第9修正案。第2条(4)の後への1項の新設)
- ⑥ この指令が適用されていたならば1993年12月31日の時点では消滅していなかったであろう著作権及び関連する権利についても指令が適用される著作物とするための修正⁽⁸¹⁾及び指令の適用前の適法利用者の保護と当該利用の対象著作物の著作者に対す

る報酬請求権の規定のための修正(第12修正案。第6条(1)の修正及び同項の後への3項の新設)

- ⑦ この指令の内容に影響するような関連する権利を加盟国において付与する予定がある場合におけるEC委員会への通知義務に関連して加盟国に課せられている、当該通知から3か月以内に当該付与を決定することの禁止等の撤廃(第13修正案。第8条(2)の削除)
- ⑧ 指令への適合のための法令等の制定期限を1994年7月1日まで延期する修正⁽⁸²⁾(第14修正案。第10条(1)第1号の修正)

- (ii) 経済金融産業政策委員会及び文化青少年教育メディア委員会の意見書の内容
経済金融産業政策委員会の意見書の内容は、次のとおりである。経済社会評議会の意見表明を支持してEC理事会が原則的な保護期間を著作者の死後50年までとする調和を真剣に考慮すべきとする。また、結果的に1世紀を超えることとなる保護期間は不適切であり、2世代の間続く著作権保護は文化的所産の流通を高価なものにし、著作者はその孫の利益享受を著作物の創作の目的としているわけではないから経済的視点からも保護に値しないとす。そして、孫

(77) *ibid.*, pp.11-12.によれば、この指令の前に制定された貸与権に関する指令(Council Directive 92/100 of 19 November 1992 on Rental Right and Lending Right and on Certain Rights Relating to Copyright in the Field of Intellectual Property. 1992 OJ L 346/61)において、映画の著作物の著作者を映画監督と定めたときの欧州議会の立場を堅持するとともに、映画の著作物の著作権の保護期間の調和を達成するために必要であるというのが修正理由とされている。

(78) *ibid.*, p.18.によれば、一部の加盟国の民事法における失踪宣告制度を考慮して設けたというのが修正理由とされている。

(79) *ibid.*, p.12.によれば、個々の巻号ごとに独立して保護期間を算定する方式はバランスがとれたものとは考えられないということが修正理由とされている。

(80) *ibid.*, p.13.によれば、死後公表の著作物の著作権の保護期間を手厚くすることによって未公表の著作物の死後の出版を促進させることが修正理由とされている。

(81) *ibid.*, p.14.によれば、第3修正案が盛り込まれた場合において映画の著作物の著作者が映画監督とされることとなる結果、この映画の著作物の保護期間が映画監督の死後70年までとなり、従来の公表後70年までの保護期間よりも長い保護を享受することとなるが、この映画のような効果を生じさせる必要があるというのが修正理由とされている。

(82) *ibid.*, p.18.によれば、1992年12月31日という日が明白な理由で修正される必要があるためということが修正理由とされている。

の代の利益よりも、妥当な費用で幅広い公衆が著作物を利用できるようにする著作者及び消費者の利益を重視すべきとする。このような観点から、著作者の死後50年までの保護期間が妥当ではないかと考える。

文化青少年教育メディア委員会の意見書は、審査報告書を支持するという内容であり、その修正意見も概ね審査報告書記載のものと同じしている。

(iii) 欧州議会本会議における議論

欧州議会は、1992年11月17日に審査報告書の審査を行った後、同月19日に立法決議案の採決を行った。審査報告書の審査は、報告書作成者であるブルー・プーロン (Bru Purón) 議員による概要の説明、意見書を提出した委員会の意見書作成者による概要の説明が行われた後、シュワルツェンバーク (Schwarzenberg) 議員から、映画の著作者となる可能性がある者を網羅的に規定するというフランス法に由来する修正案⁽⁸³⁾ (第15修正案) の提案がなされ、映画の著作物の著作者の定義をめぐる第3修正案とこの第15修正案をめぐる激しい応酬がなされた。

その後、EC委員会を代表して出席していたシュミットフーバー (Schmidhuber) 氏が、審査報告書に関する所見を述べ、第1、第2、第10、第13及び第14の各修正案は無条件に受け入れられ、第6、第8、第9、第11及び第12の各修正案は一部修正の上受け入れられると述べた後、受け入れられない修正案について述べた。第7及び第9の修正案については、保護期間の延長の効果が生じるという理由であった。第5修正案については、このような例外が現在適用される加盟国が少数であり、この例外を多数の

加盟国向けに調整することが困難であるためという理由であった。第4修正案については、少数の国における例外を新たに全体に適用することは適切でないということが理由であった。結局この日の討論では、第3修正案と第15修正案のどちらを採用するかという論点が残った⁽⁸⁴⁾。

審査報告書の採決の日の討論は、残る2つの修正案のどちらをまず採決するかということが議論された後、第15修正案を採用することが決定された。

その後、審査報告書に記載されてある立法決議案⁽⁸⁵⁾を採択し、議事は終結した。なお、原則的な保護期間の調和のあり方に関する発言は、サレーマ (Salema) 議員たった一人によってのみなされただけであった。同議員は、EC域内での調和の必要性は認めるものの、長い期間での調和は唯一の加盟国にしか有利にならないこと、筋が通り客観的な基準により保護期間を決定すべきであったこと、同議員が提出した保護期間が60年になった場合の影響に関する意見が否決され、この議会で孤立しているようであったこと、経済社会評議会が同議員と同一の見解であったことに注目することを述べた上で、採決を棄権すると発言した⁽⁸⁶⁾。

このように、欧州議会における討論は、映画の著作物の著作者をめぐる論争が中心であり、経済社会評議会による慎重な意見にもかかわらず、原則的な保護期間を著作者の死後70年に調和する方法論の是非についての議論は、まったくなされなかった。

5 その後の審議 (1993年)

欧州議会での立法決議案の採択を受け、1993年1月7日、EC委員会は、指令の修正提案⁽⁸⁷⁾

⁽⁸³⁾ *OJ Debate of the European Parliament*, No.3-424, 17/11/1992, p.111.に掲載されているオッディ (ODDY) 議員の発言及びドワーキン 前掲論文, p.14.を参照。なお、ドワーキン 前掲論文では、「悪名高い「シュワルツェンバーク修正」」と呼ばれ、特に英国の視聴覚関係者から厳しい批判を受けたということが紹介されている。

⁽⁸⁴⁾ *ibid.*, pp.108-112.

⁽⁸⁵⁾ 欧州議会の修正案をEC委員会の再提案及びEC理事会の共通の立場に取り入れること等が内容である。*op. cit.* (76), p.9.を参照。

⁽⁸⁶⁾ *OJ Debate of the European Parliament*, No.3-424, 19/11/1992, pp.280-281.

を作成し、EC理事会及び欧州議会に提出した。また、EC理事会は、この指令に関する共通の立場を採択し、1993年9月17日に欧州議会に送付した。欧州議会は、この共通の立場を法務及び市民の権利に関する委員会に付託し、経済金融産業政策委員会及び児童青少年教育メディア委員会に意見を求めた。法務及び市民の権利に関する委員会は、2回の会合により共通の立場及び勧告案を検討し、1993年10月7日に勧告案⁽⁸⁸⁾を採択した。

指令の提案に関する共通の立場は、欧州議会の第一読会においてEC委員会からの代表者が表明した修正の受入れ案にほぼ沿った内容となっており、勧告案においても内容に踏み込んだ修正は行われなかった。

同年10月25日、欧州議会は勧告案の検討を行い⁽⁸⁹⁾、10月27日に勧告案の採決を行い、議長により共通の立場を受け入れる宣言がなされ⁽⁹⁰⁾、これをもって指令が成立した。

このときの討論では、共通の立場のような形で合意が図られたことを評価する発言がなされただけであり、原則的な保護期間の調和のあり方についての討論は、この場においてもなされなかった。

おわりに

EUにおける著作権の原則的な保護期間を著作権者の死後70年までに統一する指令である「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事会指令」は、以上みたように、EU域内における単一市場の実現という至上命題を実現させるという目的を達成するために行われ

た。この目的を達成するのであれば、原則的な保護期間はいかようにも設定可能であった。しかし、保護期間が実質的に統一される時期を少しでも早めるという実際的な理由により、当時EU域内で最長であったドイツの保護期間である、著作権者の死後70年までという期間が選択されたのである。

したがって、当時のECで著作権者の死後70年までという長い保護期間が採用されたのは、EU全体の著作権の保護期間を延長させることが必要であったからではなく、EU域内における単一市場を一刻も早く実現することが重要な政治的な課題だったからであると言える。

そして、長い方の期間で統一するという方策については、学者やEC内部から様々な異論があったという事実も重要である。著作権者の死後70年までという保護期間を当時のEC全体で支持していたわけではないということの証左になるからである。

我が国の著作権の保護期間の延長をめぐる議論において、延長を推進する側が、欧米の水準に合わせるべきであるという主張をいささか安易に行う傾向にあるように思われる。このような主張をするのであれば、「欧米」が著作権の保護期間をなぜ現在のように定めたのかを十分踏まえた上で行うべきであろう。

本稿が我が国の著作権の保護期間の延長をめぐる議論に資することになれば幸いである。

(みなみ りょういち 国会レファレンス課)

(本稿は、筆者が文教科学技術課在職中に執筆したものである。)

⁽⁸⁷⁾ Amendment proposal for a Council Directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights (Brussels, 7 January 1993) COM (92) 602 final — SYN 395

⁽⁸⁸⁾ Recommendation of the Committee on Legal Affairs and Citizens' Rights on the COMMON POSITION established by the Council with a view to the adoption of a directive harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights (C3-0300/93—SYN 0395), European Parliament session documents A3-0278/93, 8/10/1993.

⁽⁸⁹⁾ *OJ Debate of the European Parliament*, No.3-437, 25/10/1993, pp.32-33.

⁽⁹⁰⁾ *OJ Debate of the European Parliament*, No.3-437, 27/10/1993, p.147.